

事 務 連 絡  
令和 8 年 5 月 28 日

山口県老人保健施設協議会 会長 殿

山口労働局労働基準部健康安全課長

### エイジフレンドリー指針等の周知について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 2 月 10 日付けで「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」といいます。）が公表され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されているところです。

また、令和 8 年度エイジフレンドリー補助金（高齢者の労働災害防止を目的として行う専門家による指導や設備改善等に要する費用の一部を対象とするものです。以下「補助金」といいます。）について、令和 8 年 5 月 20 日から申請受付が開始されました。

このたび、指針及び補助金の周知用リーフレットを作成しましたので、ご活用の上、傘下会員事業場等に周知いただきますよう、お願いいたします。

リーフレット①高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002665761.pdf>



リーフレット②「令和 8 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002665783.pdf>



リーフレット③「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内（簡易版）

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002670673.pdf>



【参考】高年齢者の労働災害防止のための指針

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002577944.pdf>

